

平成26年伯耆町  
第2回定例会

条例等議案説明資料概要



平成26年6月

伯耆町 総務課

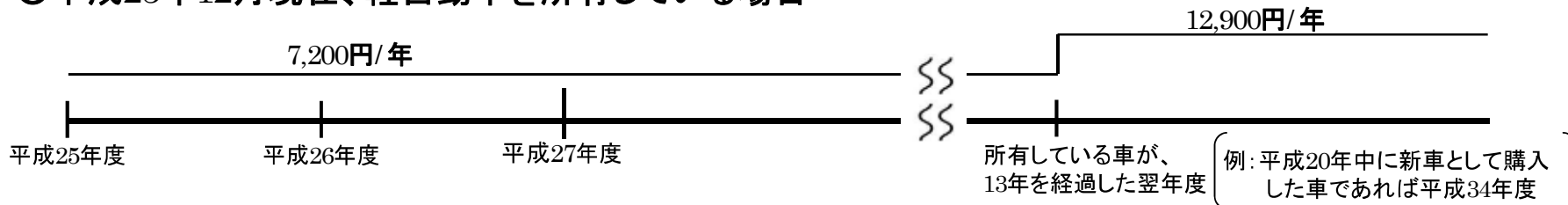
# 議案等説明資料

提出課：住民課

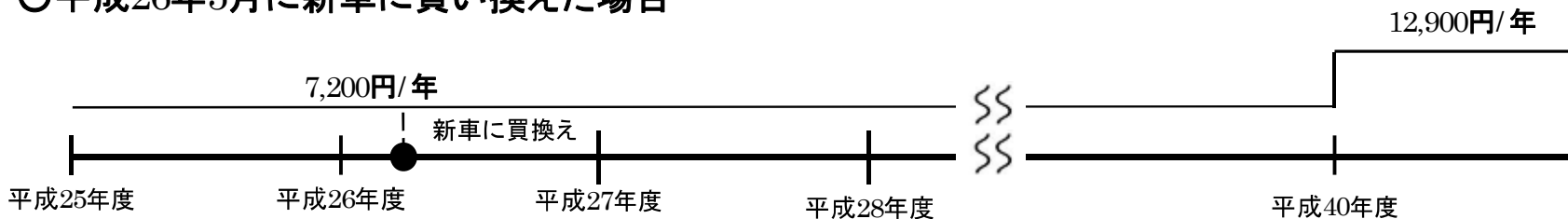
議案番号 54	専決処分について(伯耆町税条例の一部を改正する条例)
<b>(提案理由及び概要)</b>	
1. 理由	第186回通常国会において平成26年3月20日に「地方税法等の一部を改正する法律案」が成立し、同年3月31日付で公布になった。これに伴い、伯耆町税条例の一部改正を専決処理し、平成26年度の税制改正に対応するもの。
2. 概要 (改正内容)	<p>(1) 法人町民税          ≪地方法人税課税の偏在是正のための措置≫ (平成26年10月1日適用)          地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、消費税率(国・地方)8%段階において、法人町民税法人税割の税率を以下のとおり下げる。          12.3% → 9.7% (△2.6%)          ※法人町民税の税率引き下げ分相当について、地方法人税を国税として創設し、地方交付税原資化(交付税特会に直接繰り入れ)          平成26年10月1日以降に開始する事業年度から適用。</p> <p>(2) 車体課税          ≪軽自動車税の見直し≫          ○軽四輪車等及び小型特殊自動車の標準税率を自家用車は、1.5倍、その他は、約1.25倍に引上げる。(平成27年4月1日施行)          ※軽四輪車等については、平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けたものから新税率を適用。          (例) 四輪の自家用乗用車 7,200円(現行) → 10,800円(改正後)          四輪の自家用貨物車 4,000円(現行) → 5,000円(改正後)          ○グリーン化を進める観点から、最初の新規検査から13年を経過した軽四輪車等について、標準税率の概ね20%の重課を導入。(平成28年4月1日適用)          ○原付及び二輪車の標準税率を約1.5倍(最低2,000円)に引上げ。          (平成27年4月1日施行)          (例) 原付(50CC以下) 1,000円(現行) → 2,000円(改正後)          軽二輪(125CC超～250CC以下)          2,400円(現行) → 3,600円(改正後)</p>
3. 専決処分日	平成26年3月31日
4. 施行期日	平成26年4月1日

## 軽自動車税の税負担の変化（自家用・乗用の例）

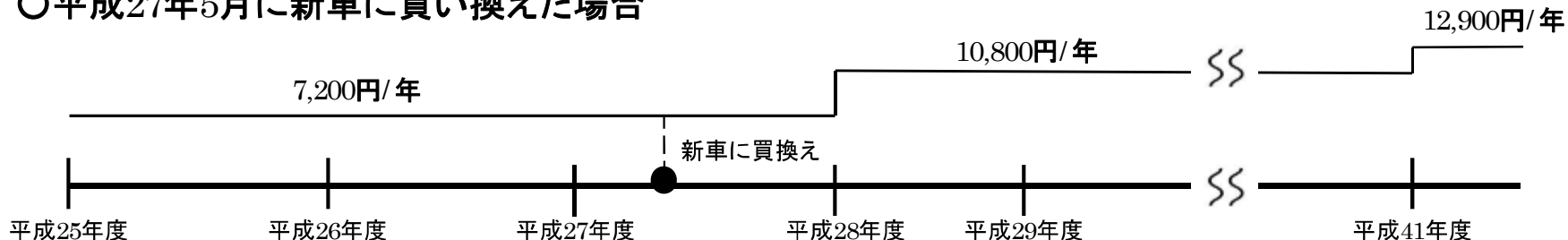
### ○平成25年12月現在、軽自動車を所有している場合



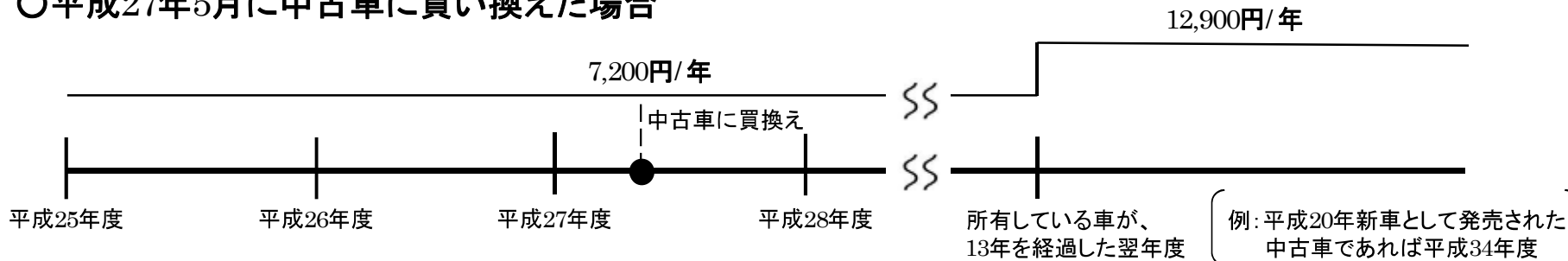
### ○平成26年5月に新車に買い換えた場合



### ○平成27年5月に新車に買い換えた場合





### ○平成27年5月に中古車に買い換えた場合



# 議案等説明資料

提出課：住民課

議案番号 55	専決処分について(伯耆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
<b>(提案理由及び概要)</b>	
1. 理由	第186回通常国会において平成26年3月20日に「地方税法等の一部を改正する法律案」が成立し、同年3月31日付で公布になった。これに伴い、伯耆町国民健康保険税条例の一部改正を専決処分し、平成26年度の税制改正に対応するもの。
2. 概要 (改正内容)	(1) 国民健康保険税の課税限度額の見直し 国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を16万円(現行14万円)に、介護納付金課税額に係る課税限度額を14万円(現行12万円)に引上げる。
<b>【現行】</b>	<p>■課税限度額</p> <p>基礎課税額: 51万円</p> <p>後期高齢者支援金等課税額: <u>14万円</u></p> <p>介護納付金課税額: <u>12万円</u></p>
	
<b>【改正後】</b>	<p>■課税限度額</p> <p>基礎課税額: 51万円</p> <p>後期高齢者支援金等課税額: <u>16万円</u></p> <p>介護納付金課税額: <u>14万円</u></p>
(2) 低所得者に係る保険税軽減の拡充 低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、国民健康保険税の5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引き上げ等を行う。	
<b>【現行】</b>	<p>■軽減判定所得</p> <p>7割軽減基準額 = 基礎控除額(33万円)</p> <p>5割軽減基準額 = 基礎控除額(33万円) + 24.5万円 × (世帯主を除く被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)</p> <p>2割軽減基準額 = 基礎控除額(33万円) + <u>35万円</u> × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)</p>
	
<b>【改正後】</b>	<p>■軽減判定所得</p> <p>7割軽減基準額 = 基礎控除額(33万円)</p> <p>5割軽減基準額 = 基礎控除額(33万円) + 24.5万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)</p> <p>2割軽減基準額 = 基礎控除額(33万円) + <u>45万円</u> × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)</p>
3. 専決処分日	平成26年3月31日
4. 施行期日	平成26年4月1日

## 議案等説明資料

提出課：地域整備課

議案番号 56	専決処分について(伯耆町水道事業給水条例の一部を改正する条例)
<b>(提案理由及び概要)</b>  1. 理由 消費税の増税に伴い、平成26年3月議会で、水道料金の改正を行ったが、附則について、改正が行われていなかったため、附則の改正を行う。  2. 施行期日 平成26年4月1日  3. 概要 附則 第5項中の加入金の読み替え規定の部分を改正する。 13mmについて、「105,000円」を「108,000円」、「352,000円」を「362,000円」とする。 20mmについて、「157,500円」を「162,000円」、「400,000円」を「411,000円」とする。	